

平成二十六年十一月二十一日受領
答 弁 第 七 一 号

内閣衆質一八七第七一号

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員西野弘一君提出沖縄県尖閣諸島の領有権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員西野弘一君提出沖縄県尖閣諸島の領有権に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「東シナ海での日本政府の立場」の意味するところが必ずしも明らかではないが、尖閣諸島に関する我が国の立場に変更はない。

二について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。